主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成26年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月
受注総額	68,594	78,446	66,785	64,745	22,563	20,222	21,960	25,084
	(4.3)	(14.4)	(−14.9)	(−3.1)	(−2.9)	(−10.4)	(8.6)	(14.2)
	〔 10.8〕	〔 26.9〕	〔 0.7〕	〔 −1.2〕	〔 −1.4〕	〔 −6.1〕	〔 2.9〕	〔 8.2〕
民需	30,577	27,527	28,930	28,071	9,532	8,525	10,014	11,087
	(6.1)	(−10.0)	(5.1)	(−3.0)	(−7.9)	(−10.6)	(17.5)	(10.7)
	〔 18.5〕	〔 2.1〕	〔 3.5〕	〔 −1.9〕	〔 −5.0〕	〔−12.6〕	〔 10.0〕	〔 4.3〕
〃（船舶・電力を除く）	25,474	22,824	24,110	24,196	7,780	7,880	8,536	8,389
	(4.2)	(−10.4)	(5.6)	(0.4)	(−6.4)	(1.3)	(8.3)	(−1.7)
	〔 16.4〕	〔 −0.4〕	〔 2.4〕	〔 −2.6〕	〔 −4.9〕	〔−14.6〕	〔 11.4〕	〔 1.9〕
製造業	10,213	9,343	10,523	10,605	3,438	3,198	3,969	3,518
	(3.9)	(−8.5)	(12.6)	(0.8)	(−5.5)	(−7.0)	(24.1)	(−11.3)
	〔 22.1〕	〔 4.1〕	〔 10.2〕	〔 8.6〕	〔 2.9〕	〔 −4.8〕	〔 27.1〕	〔 7.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,898	13,905	13,737	13,645	4,426	4,449	4,770	4,945
	(−1.0)	(−6.7)	(−1.2)	(−0.7)	(−7.5)	(0.5)	(7.2)	(3.7)
	〔 11.8〕	〔 −3.1〕	〔 −2.7〕	〔 −9.6〕	〔−10.2〕	〔−21.2〕	〔 2.0〕	〔 −1.9〕
官公需	7,196	9,374	7,708	7,931	2,688	2,487	2,756	3,467
	(−11.5)	(30.3)	(−17.8)	(2.9)	(4.8)	(−7.5)	(10.8)	(25.8)
	〔 −9.1〕	〔 11.8〕	〔−19.7〕	〔 −2.5〕	〔 −5.5〕	〔 −6.0〕	〔 3.0〕	〔 37.4〕
外需	27,499	39,111	28,268	25,644	9,109	8,562	7,973	9,906
	(6.5)	(42.2)	(−27.7)	(−9.3)	(−4.6)	(−6.0)	(−6.9)	(24.2)
	〔 12.8〕	〔 61.0〕	〔 3.7〕	〔 −1.0〕	〔 2.6〕	〔 1.0〕	〔 −5.3〕	〔 8.2〕
代理店	2,833	3,037	3,145	3,258	1,117	987	1,154	993
	(−7.9)	(7.2)	(3.6)	(3.6)	(6.1)	(−11.6)	(16.9)	(−13.9)
	〔 −6.3〕	〔 13.0〕	〔 9.0〕	〔 5.9〕	〔 7.0〕	〔 −1.7〕	〔 12.3〕	〔 −6.3〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成26年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月
Ⅰ製造業計	3.9	−8.5	12.6	0.8	−5.5	−7.0	24.1	−11.3
1食品製造業	1.1	−28.5	8.0	4.9	−2.7	−2.1	−2.0	7.2
2パルプ・紙・紙加工品	−52.5	−2.2	159.1	−63.7	−68.8	−59.4	219.6	−69.6
3化学工業	−5.9	−4.9	37.8	−21.5	17.3	−40.1	15.1	−19.0
4石油製品・石炭製品	−2.9	−25.8	178.2	−47.0	−74.7	38.6	47.3	513.6
5鉄鋼業	10.2	1.2	0.5	−5.2	39.4	−38.2	14.5	26.9
6非鉄金属	52.4	−9.9	−3.9	−24.2	−12.3	−20.8	45.6	−45.9
7金属製品	−13.7	7.9	12.1	21.4	34.7	−11.6	−0.3	−11.9
8一般機械	−3.0	−3.4	12.0	3.8	4.5	−4.1	5.2	−1.5
9電気機械	1.1	−16.0	10.3	1.7	−21.2	15.2	−18.3	1.6
10情報通信機械	12.5	−9.9	7.3	7.7	28.5	−23.0	10.0	7.8
11自動車・同付属品	5.3	−0.8	−3.0	3.3	−8.3	−4.7	18.9	−23.3
12造船業	24.5	21.2	−31.8	30.1	16.1	30.4	−17.3	−2.0
13その他輸送用機械	−11.9	−23.8	21.3	7.0	−7.3	−22.7	50.1	−39.0
14精密機械	−12.0	−1.7	4.1	17.5	20.1	−5.0	−2.7	−2.4
15「その他製造業」	30.4	−20.1	8.1	39.2	2.1	4.8	114.0	−50.5
Ⅱ非製造業計	3.7	−8.7	0.1	−3.8	−8.7	−11.4	15.9	22.2
16農林漁業	5.3	−35.9	−3.0	10.2	24.8	−15.4	−7.0	116.3
17鉱業・採石業・砂利採取業	1.5	−2.0	99.6	−51.3	6.3	−34.6	15.3	−3.0
18建設業	−11.9	12.8	−1.2	−7.0	4.5	−12.1	1.3	8.4
19電力業	23.8	−21.5	16.5	−26.6	−31.7	−21.2	36.5	−0.6
20運輸業・郵便業	24.1	−8.8	−10.1	36.7	46.7	−27.8	30.1	−1.2
21通信業	8.6	−15.1	4.8	−20.5	−35.9	−3.8	1.9	10.5
22卸売業・小売業	−16.1	18.2	−14.9	3.1	−3.4	−10.7	10.7	264.3
23金融業・保険業	−16.3	21.5	−27.1	21.4	21.1	−15.8	52.4	−23.4
24不動産業	−25.0	98.5	−15.4	−43.4	−44.8	−46.4	77.5	−4.3
25情報サービス業	−0.3	−7.0	−3.4	16.5	−0.6	10.3	−5.6	9.6
26リース業	−21.9	7.7	24.8	−34.0	−16.0	30.2	−17.4	23.8
27「その他非製造業」	5.6	−13.3	−1.5	1.5	−1.2	5.8	15.8	−7.3

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公告

諮事項

商号登記抹消公告

営業所　西磐井郡一関町字深町33番地
商　号　高東運送部

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年３月19日

盛岡地方法務局一関支局

有権者申出方

元当局所属公証人仲内勉の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年３月19日　　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年３月11日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年３月19日

大津地方法務局長　竹中　　章